

寝屋川市では、老朽化した木造集合住宅等が密集している密集住宅市街地の住環境改善の為に、「密集住宅地区整備要綱」(旧:過密住宅地区整備要綱)を昭和 59 年 4 月 1 日に制定し、生活道路等の改善、木造集合住宅等の良好な建替え促進等を行っています。また、整備地区内では、整備計画に基づいて建替えの相談・指導や共同建替計画の作成、良好な建替事業などに補助を行っています。

住宅市街地総合整備事業

- 助成・支援概要

老朽化した木造集合住宅(文化住宅・木造アパートなど)の除却費と、入居者の移転費の一部を補助します。

[密集住宅地区整備／寝屋川市ホームページ](#)